

令和2年度

総会(幹事会)

報告書

くらしき作陽大学
同窓会鶴声会

くらしき作陽大学鶴声会会員 各位

くらしき作陽大学鶴声会事務局

令和2年度くらしき作陽大学鶴声会総会(常任幹事会)のご報告

拝啓 会員の皆さまにはますますご清栄のこととお慶び申し上げます。平素より鶴声会運営および活動に対しご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、くらしき作陽大学鶴声会会報誌「鶴の声 Vol.10」にてご案内させていただきましたとおり、令和2年度鶴声会総会につきましては中止といたしました。2020年10月24日(土)に常任幹事会を開催し、総会付議事項を審議いたしましたので、決議内容をご報告させていただきます。

今後とも、本会運営にご協力を賜りますようお願い申し上げます。

敬具

ご挨拶

くらしき作陽大学鶴声会会長 木村一也

鶴声会会員の皆さまにおかれましてはいかがお過ごしでしょうか。この度、会長に就任いたしました昭和58年音楽学部音楽学科卒業の木村一也と申します。どうぞよろしくお願い申し上げます。

くらしき作陽大学同窓会鶴声会は会員数10,000名を超す大きな組織となりました。この大きな組織の会長就任にあたり、職責の重さをひしひしと感じ、身の引き締まる思いがしております。卒業生の皆さまには、日頃より鶴声会の活動に際しましてご尽力を賜り、ご協力をいただいておりますことに感謝申し上げます。

さて今年に入り、新型コロナウイルス感染拡大により、人々の暮らしも一変するような状況があります。感染防止の観点から様々な活動に制限がかかり、くらしき作陽大学の学生にとってもいつもと異なる大学生活となっているものと思います。卒業生として学生のために何かできることはないかと心を痛めております。

また、鶴声会の活動も同様に様々なところに影響が出ております。本来であれば総会を開催すべき年にある本年度は、総会という形がとれず、先日常任幹事会において今年度の活動の方針を決定いたしました。その中の一つに、同窓会の目的の一つである会員の親睦について、同窓会としてさらなる発展と新たな活動を展開していくためには、会員の学部を超えての縦と横のつながりを強化する必要があることを確認し、会員による活動に対し、鶴声会として助成をしていくことを決定いたしました。

「念願は人格を決定す 継続は力なり」を学是とする作陽学園は、今年創立90周年を迎えさらなる発展を遂げる第一歩を踏み出すこととなります。大学案内にもありますように、「ひとの心を動かすひとになる」よう、我々卒業生も鶴声会として、いつまでもしっかりと応援していき、鶴声会の目的にもあるように、くらしき作陽大学の発展に寄与していきたいと考えます。

鶴声会会員の皆さまには、今後とも本会の趣旨をご理解の上、より一層のご協力を賜りますようお願い申し上げます。



2020年11月1日

くらしき作陽大学鶴声会会員 各位

くらしき作陽大学同窓会
鶴声会事務局

令和2年度 くらしき作陽大学同窓会鶴声会 総会（幹事会）報告

先般、会報誌「鶴の声」でご案内させていただきました、標記の件につきまして令和2年10月24日（土）午前11時より、常任幹事会を常任幹事会総数28名中25名（委任者含む）のご出席をいただき、総会議案について審議いたしました。審議の結果、すべての議案について満場一致で承認決議され、午後13時00分に閉会いたしました。議事内容および審議の結果は下記のとおりです。

記

1. 第1号議案 平成30年度・令和元年度事業報告承認の件
 - (1)事務局より事業報告について説明が行われた。
 - (2)審議の結果、平成30年度・令和元年度事業報告について別紙事業報告のとおり満場一致で承認された。
2. 第2号議案 平成30年度・令和元年度会計収支決算承認の件
第3号議案 平成30年度・令和元年度会計監査報告
 - (1)事務局より会計収支決算について説明が行われた。
 - (2)徳永監事より出納簿、預金通帳、証憑書類は正確で、会務の執行も適切であった旨の会計監査報告が行われた。
 - (3)審議の結果、決算書のとおり満場一致で承認された。
3. 第4号議案 令和2・3年度事業計画案審議の件
第5号議案 令和2・3年度会計収支予算案審議の件
 - (1)事務局より事業計画(案)および予算(案)について提案説明が行われ、審議の結果、事業計画および予算について別紙事業計画、並びに予算書のとおり満場一致で承認された。
4. 第6号議案 役員選任に関する件
 - (1)事務局より新会長の提案説明が行われ、審議の結果、提案のとおり木村一也氏を会長とすることが承認された。
 - (2)その他の役員については、別紙組織図のとおり、木村新会長の承認を得た。
 - (3)事務局より承認された新役員の紹介が行われ、木村会長より挨拶があった。
5. 第7号議案 会員に対する助成について
 - (1)事務局より別紙のとおり提案説明が行われた。
 - (2)審議の結果、提案のとおり満場一致で承認された。
6. 第8号議案 会則の変更に関する件
 - (1)事務局より会則変更（新型コロナウイルス感染症拡大をはじめとする緊急事態等により総会の開催が困難な場合の総会の議案決議方法に関する事項）について提案説明が行われた。
 - (2)審議の結果、常任幹事会の決議をもって総会の決議とする旨承認され、会則第22条として追加することとなった。
7. その他
 - (1)なし
8. 事務局より下記のとおり連絡があった。
 - (1)鶴声会ホームページ周知のお願い
 - (2)各県支部の活動近況報告

以上

鶴声会会員の皆さまには常任幹事会の承認事項をご了承のうえ、本同窓会が所期の目的を達成できますよう、今後も一層のご協力をお願い申し上げます、常任幹事会報告といたします。

くらしき作陽大学鶴声会 平成30・令和元年度 事業報告

年度	事業名	期日	場所等
平成30年度	入学式出席	平成30年4月3日	くらしき作陽大学
	鶴声会鹿児島県支部主催スプリングコンサート	平成30年5月9日	鹿児島市
	高知県吹奏楽クリニック	平成30年5月13日	高知市
	鶴声会幹事会	平成30年5月25日	くらしき作陽大学同窓会室
	香川県吹奏楽クリニック	平成30年6月9日	善通寺市
	福岡県飯塚地区吹奏楽クリニック	平成30年6月23日	飯塚市
	鶴声会幹事会	平成30年6月28日	くらしき作陽大学同窓会室
	会報誌「鶴の声」Vol.8 発刊	平成30年7月4日	
	鶴声会高知県支部演奏会	平成30年9月1日	高知市
	鶴声会幹事会	平成30年9月3日	くらしき作陽大学同窓会室
	鶴声会総会	平成30年9月8日	岡山市
	第2回ジョイントコンサート	平成30年9月23日	岡山市
	鶴声会広島県支部主催レクチャーコンサート	平成30年10月27日	広島市
	鶴声会愛媛県支部主催第1回作陽音楽コンクール	平成30年11月25日	今治市
	鶴声会幹事会	平成30年12月20日	くらしき作陽大学同窓会室
	鶴声会幹事会	平成31年2月20日	くらしき作陽大学同窓会室
	卒業式出席、入会記念品配布	平成31年3月20日	くらしき作陽大学
	各県支部総会出席	随時	関西、米子、広島、山口、愛媛、高知、鹿児島 他
	会員事業への助成	随時	広島、愛媛、高知、鹿児島県支部 他
	鶴声会ホームページ更新	随時	
名簿メンテナンス	随時	くらしき作陽大学同窓会室	
会員出演演奏会 お祝い（花束）、後援	随時		
令和元年度	入学式出席	平成31年4月3日	くらしき作陽大学
	鶴声会幹事会	平成31年4月6日	くらしき作陽大学同窓会室
	鶴声会鹿児島県支部主催スプリングコンサート	令和1年5月10日	鹿児島市
	高知県吹奏楽クリニック	令和1年5月12日	高知市
	香川県吹奏楽クリニック	令和1年6月8日	善通寺市
	鶴声会幹事会	平成30年7月10日	くらしき作陽大学同窓会室
	安富敏明氏叙勲受章祝い	令和1年8月10日	宇多津市
	鶴声会高知県支部演奏会	令和1年8月31日	高知市
	鶴声会愛媛県支部主催第2回作陽音楽コンクール	令和1年8月31日	今治市
	入会記念品（Quoかト）作成	令和1年9月19日	
	鶴声会幹事会	令和1年9月25日	くらしき作陽大学同窓会室
	会報誌「鶴の声」Vol.9 発刊	令和1年11月12日	
	鶴声会広島県支部主催ピアノコンクール対策講座	令和1年11月26日	広島市
	鶴声会幹事会	令和1年12月20日	倉敷市
	鶴声会幹事会	令和2年2月19日	くらしき作陽大学同窓会室
	卒業式出席、入会記念品配布（式典中止のため配布のみ）	令和2年3月20日	くらしき作陽大学
	各県支部総会出席	随時	関西、米子、広島、山口、愛媛、高知、鹿児島 他
	会員事業への助成	随時	岡山、広島、愛媛、高知、鹿児島県各支部 他
	鶴声会ホームページ更新	随時	
	名簿メンテナンス	随時	くらしき作陽大学同窓会室
会員出演演奏会 お祝い（花束）、後援	随時		

平成30年度収支決算

[収入の部]

(単位：円)

項目	金額	備考
会費収入	5,115,000	15,000円×341名
雑収入	819,000	懇親会費, お祝い金, 演奏会収入, 等
利息収入	219	
前年度繰越金	23,838,350	
合計	29,772,569	

[支出の部]

(単位：円)

項目	金額	備考
事業費	1,349,755	総会, 吹奏楽クリニック(高知・香川), ジョイントコンサート, 等
会議費	827,743	事業実施に伴う打ち合わせ会(広島, 他)等
旅費交通費	737,248	幹事会, 総会, 同窓会支援事業, 等
事務費	941,913	会報誌発送代行, 事務用品費, 等
印刷費	259,240	会報誌, 総会案内状印刷, ジョイントコンサートプログラム, 等
通信費	73,380	支部会案内ハガキ印刷, 後援申請発送, 等
助成金	60,000	県支部主催イベント(広島, 愛媛)
雑費	255,607	祝い金, 演奏会花束, 慶弔費, 等
合計	4,504,886	

収入

支出

29,772,569 - 4,504,886 = 25,267,683 (次年度繰越金)

令和元年度収支決算

[収入の部]

(単位：円)

項目	金額	備考
会費収入	4,815,000	15,000円×321名
雑収入	188,000	懇親会費, お祝い金, 等
利息収入	234	
前年度繰越金	25,267,683	
合計	30,270,917	

[支出の部]

(単位：円)

項目	金額	備考
事業費	669,642	吹奏楽クリニック(高知・香川), HP保守料, 等
会議費	465,004	幹事会, 事業実施に伴う打ち合わせ会等(福岡, 長崎, 他)
旅費交通費	986,030	幹事会, 総会, 同窓会支援事業, 等
事務費	731,010	会報誌発送代行, 事務用品費, 等
印刷費	312,510	会報誌, 等
通信費	3,150	支部会案内ハガキ印刷, 後援申請発送, 等
助成金	230,000	県支部主催イベント(鹿児島, 岡山, 他)
雑費	827,340	祝い金, 演奏会花束, 慶弔費, 入会記念品, 等
合計	4,224,686	

収入

支出

30,270,917 - 4,224,686 = 26,046,231 (次年度繰越金)

平成30年度 令和元年度 会計監査報告

くらしき作陽大学鶴声会の平成30年度 令和元年度の収支決算書について監査いたしましたところ、いずれも正確かつ適正であることを認めます。

令和 2年 6月 29日

監事 徳永 晶子

監事 室家 典子



くらしき作陽大学鶴声会 令和2・3年度 事業計画（案）

年度	事業名	期日	場所等
令和2年度	入学式出席（中止）	令和2年4月3日	くらしき作陽大学
	鶴声会幹事会	令和2年4月	くらしき作陽大学同窓会室
	高知県吹奏楽クリニック（中止）	令和2年5月	高知市
	香川県吹奏楽クリニック（中止）	令和2年6月	善通寺市
	鶴声会幹事会	令和2年6月	くらしき作陽大学同窓会室
	鶴声会幹事会	令和2年7月	くらしき作陽大学同窓会室
	会報誌「鶴の声」Vol.10 発刊	令和2年7月	
	鶴声会愛媛県支部主催第3回作陽音楽コンクール（中止）	令和2年8月	今治市
	鶴声会鹿児島県支部主催コンサート（中止）	令和2年8月	鹿児島市
	鶴声会高知県支部演奏会	令和2年9月	高知市
	鶴声会広島県支部主催レクチャーコンサート（中止）	令和2年9月	広島市
	鶴声会総会（中止）	令和2年10月24日	津山市
	鶴声会幹事会	令和2年10月24日	くらしき作陽大学同窓会室
	鶴声会幹事会	令和2年12月	くらしき作陽大学同窓会室
	鶴声会幹事会	令和3年2月	くらしき作陽大学同窓会室
	卒業式出席、入会記念品配布	令和3年3月20日	くらしき作陽大学
	各県支部総会出席	随時	関西、米子、広島、山口、愛媛、高知、鹿児島 他
	会員事業への助成	随時	岡山、広島、愛媛、高知、鹿児島県各支部 他
	鶴声会ホームページ更新	随時	
	名簿メンテナンス	随時	くらしき作陽大学同窓会室
会員出演演奏会 お祝い（花束）、後援	随時		
令和3年度	入学式出席	令和3年4月3日	くらしき作陽大学
	鶴声会幹事会	令和3年4月	くらしき作陽大学同窓会室
	高知県吹奏楽クリニック	令和3年5月	高知市
	香川県吹奏楽クリニック	令和3年6月	善通寺市
	鶴声会幹事会	令和3年6月	くらしき作陽大学同窓会室
	鶴声会幹事会	令和3年7月	くらしき作陽大学同窓会室
	会報誌「鶴の声」Vol.11 発刊	令和3年7月	
	入会記念品（Quoカード作成）	令和3年8月	
	鶴声会幹事会	令和3年10月	くらしき作陽大学同窓会室
	鶴声会幹事会	令和3年12月	くらしき作陽大学同窓会室
	鶴声会幹事会	令和4年2月	くらしき作陽大学同窓会室
	卒業式出席、入会記念品配布	令和4年3月20日	くらしき作陽大学
	鶴声会広島県支部主催レクチャーコンサート	未定	広島市
	鶴声会愛媛県支部主催第3回作陽音楽コンクール	未定	今治市
	鶴声会高知県支部演奏会	未定	高知市
	鶴声会鹿児島県支部主催コンサート	未定	鹿児島市
	各県支部総会出席	随時	関西、米子、広島、山口、愛媛、高知、鹿児島 他
	会員事業への助成	随時	岡山、広島、愛媛、高知、鹿児島県各支部 他
	鶴声会ホームページ更新	随時	
	名簿メンテナンス	随時	くらしき作陽大学同窓会室
会員出演演奏会 お祝い（花束）、後援	随時		

令和2年度収支予算書（案）

[収入の部] (単位：円)

項目	金額	備考
会費収入	4,065,000	15,000円×271名
雑収入	200,000	懇親会費，お祝い金，等
利息収入	200	
前年度繰越金	26,046,231	
合計	30,311,431	

[支出の部] (単位：円)

項目	金額	備考
事業費	500,000	鶴声会ホムパ〜ジ〃保守，常任幹事会，等
会議費	700,000	事業実施に伴う会場費，打ち合わせ経費（県支部他），等
旅費交通費	900,000	同窓会支援事業，常任幹事会，等
事務費	1,500,000	会報誌発送代行，総会議事録発送代行，事務用品費，等
印刷費	600,000	会報誌，総会議事録，等
通信費	20,000	支部会案内ハガキ印刷，後援申請発送，等
助成金	600,000	会員事業への助成
雑費	150,000	祝い金，演奏会花束，慶弔費，等
合計	4,970,000	

※項目間の流用等を認める

収入 30,311,431 支出 4,970,000 = 25,341,431 (次年度繰越金)

令和3年度収支予算（案）

[収入の部] (単位：円)

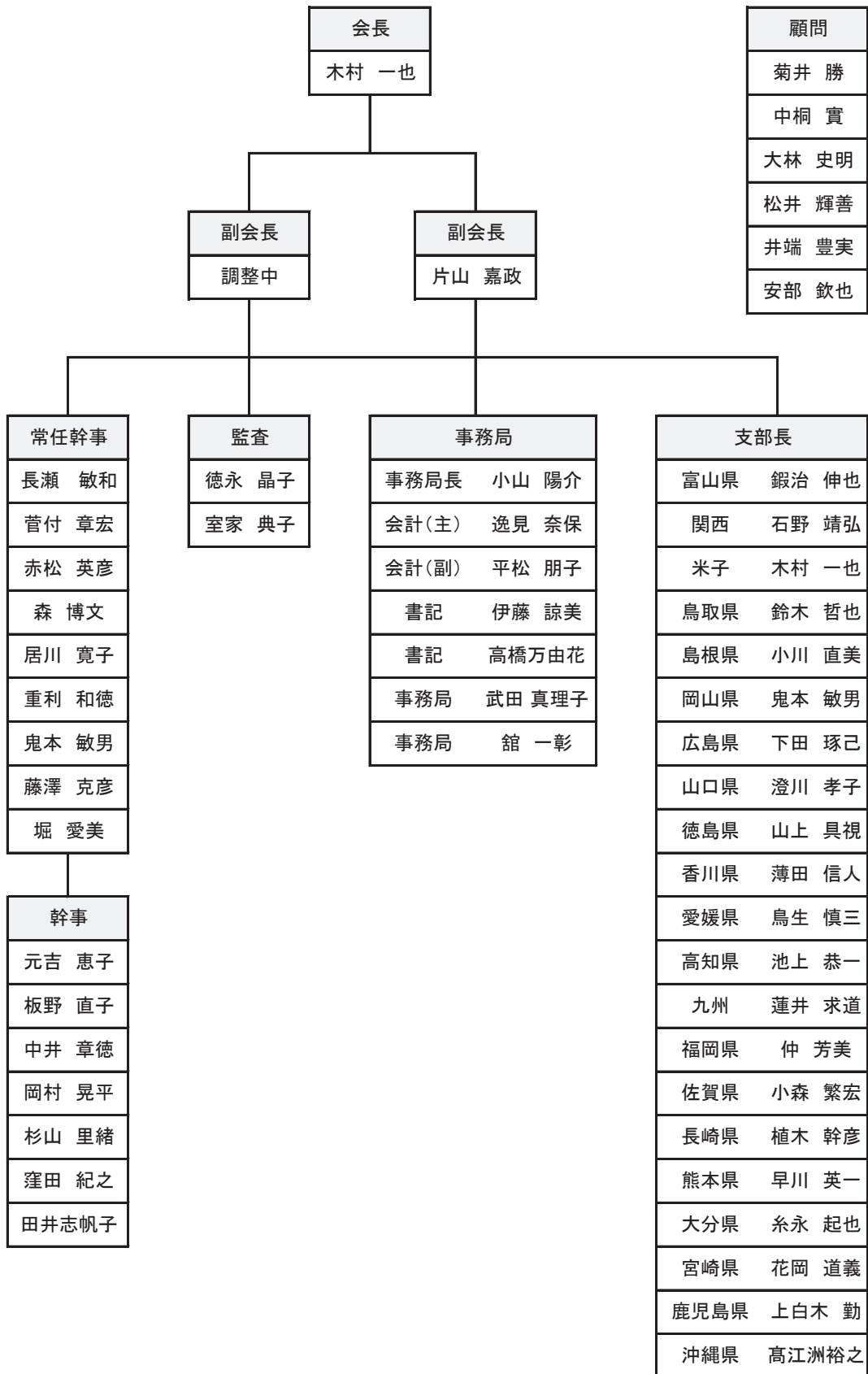
項目	金額	備考
会費収入	4,200,000	15,000円×280名
雑収入	200,000	懇親会費，お祝い金，等
利息収入	200	
前年度繰越金	25,341,431	
合計	29,741,631	

[支出の部] (単位：円)

項目	金額	備考
事業費	1,000,000	鶴声会ホムパ〜ジ〃保守，常任幹事会，吹奏楽クニツク(高知・香川)，等
会議費	850,000	事業実施に伴う会場費，打ち合わせ経費（県支部他），等
旅費交通費	950,000	同窓会支援事業，常任幹事会，等
事務費	750,000	会報誌発送代行，事務用品費，等
印刷費	350,000	会報誌，等
通信費	20,000	支部会案内ハガキ印刷，後援申請発送，等
助成金	1,000,000	会員事業への助成
雑費	900,000	祝い金，演奏会花束，慶弔費，入会記念品，等
合計	5,820,000	

※項目間の流用等を認める

収入 29,741,631 支出 5,820,000 = 23,921,631 (次年度繰越金)



くらしき作陽大学同窓会鶴声会会員親睦への助成について（実施要項）

【実施時期】 通年

【対象】 鶴声会会員による下記事業

- ・ 県支部総会
- ・ 県支部会
- ・ 同期会（条件：10名以上参加）
- ・ 県支部主催事業
- ・ その他、幹事会の議を経て、会長が適当と認める事業

【助成内容および金額】

- ・ 県支部総会 5万円
- ・ 県支部会 3万円
- ・ 同期会 1万円
- ・ 県支部主催事業およびその他 内容により協議（5万円、3万円、1万円）

【申請方法】

代表者より、事業2ヶ月前までに鶴声会事務局へ文書（ホームページ掲載）にて申請
（代表者）

- ・ 県支部総会（県支部長）
- ・ 県支部会（県支部長）
- ・ 同期会（代表幹事）
- ・ 県支部主催事業（県支部長）
- ・ その他、幹事会の議を経て、会長が適当と認める事業

【報告】

代表者は、事業終了報告書、当日の出席名簿および写真（データ）を事業終了1週間以内に鶴声会事務局へ提出。

※事業終了報告書および出席者名簿は申請後事務局より送付します。

【助成金受渡】

鶴声会事務局は、幹事会審査後、申請者が指定する口座に助成金を支払う。

【注意事項】

- ・ 1つの事業への助成は年1回とする。
- ・ 事業実施にあたり、不正が発覚した場合は、それ以降の助成は実施しない。
- ・ 事業の周知について、鶴声会より名簿の提供をする場合は、データ（CD-R）とする。

【問合せ・送付先】

くらしき作陽大学同窓会鶴声会事務局 小山 086-523-0888 yousuke@ksu.ac.jp

くらしき作陽大学同窓会則

(名称)

第 1 条 本会はくらしき作陽大学同窓会（勸声会）と称する。

(本部事務局)

第 2 条 本会は本部事務局をくらしき作陽大学内におく。

(支部)

第 3 条 本会は常任幹事会の承認を経て必要の地に支部をおくことができる。

(目的)

第 4 条 本会は、建学の精神に則り、会員相互の親睦を厚くし、会員の社会活動の助長、福祉の向上を図り、あわせて、くらしき作陽大学の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第 5 条 本会は第 4 条の目的達成のために次の事業を行う。

- (1) 研究発表会、演奏会、講演会等の開催。
- (2) 会報、会員住所録の発行。
- (3) 会員の交流。
- (4) その他第 4 条の目的達成のために必要な一切の事業。

(構成員)

第 6 条 本会の会員構成は正会員、特別会員及び準会員をもって組織する。

1. 正会員とは次に掲げるものを卒業した者をいう。

- (1) くらしき作陽大学
- (2) 元作陽音楽大学

2. 特別会員とは次に掲げる者をいう。

- (1) くらしき作陽大学の現旧教職員であって、正会員でない者

3. 準会員とは次に掲げる者をいう。

- (1) くらしき作陽大学在学

(入会金及び会費)

第 7 条 本会の経費は入会金、会費及び寄付金事業収入その他の収入をもってこれにあてる。

・ 準会員は入学時に入学金5,000円及び会費（終身会費）10,000円を納めるものとする。

(註 1) 特別会員は入会金及び会費は収めることを要しない。

(註 2) 一旦納入された入会金及び会費はこれを返還しない。

(役員の数)

第 8 条 本会には次の役員を置く。

- | | |
|------|-----------|
| 会長 | 1名 |
| 副会長 | 2名（学内、学外） |
| 常任幹事 | 10名以内 |
| 支部長 | |
| 事務局長 | 1名 |
| 会計 | 1名 |
| 書記 | 2名 |
| 監査 | 2名 |

顧問 若干名

幹事 若干名（会を運営するために、大学に勤務している卒業生に依頼する。任期は1年）

(役員選出)

- 第 9 条
1. 会長は総会において選出される。
 2. 副会長、常任幹事、事務局長、会計、書記は会長の指名によるものとする。
 3. 支部長は支部会員より選出される。
 4. 監査は総会の指名によるものとする。

(役員の任期)

- 第 10 条
1. 本会の役員の任期は2カ年とする。但し再任は妨げない。
 2. 補充又は増員により選出された役員の任期は前任者の残任期間とする。

(役員の仕事)

- 第 11 条
1. 会長は本会を代表し会務を総理するとともに常任幹事会を構成して会務を処理する。
 2. 副会長は会長を補佐し、会長事故ある時は会長の任務を代行する。
 3. 常任幹事は本会の運営にあたり、本会の意思を決定する。
 4. 支部長は本会との連絡を密にし、その目的の達成のための任務にあたる。
 5. 会計は会計全般の任務にあたる。
 6. 書記はすべての会議の議事録を作成し、これを保管する。
 7. 監査は収支決算の監査を行う。

(常任幹事会の招集)

- 第 12 条
1. 常任幹事会は会長が招集する。
 2. 会長は常任幹事現在数の3分の1以上から会議に付議すべき事項を示し、常任幹事会の招集を請求された場合、臨時常任幹事会を招集しなければならない。

(常任幹事会の定足数)

- 第 13 条
1. 常任幹事会は幹事現在数の2分の1以上の者が出席しなければ議事を開き議決することができない。
但し当該事項につき書面をもって、あらかじめ意思を表示した者は出席者とみなす。
 2. 常任幹事の議事は、この会則に別段の定めがある場合を除き出席幹事の過半数をもって決する。なお可否同数の場合は議長がこれを裁決する。

(総会の招集)

- 第 14 条
1. 総会は2年1回会長が招集する。
 2. 臨時総会は常任幹事会が必要と認めるとき会長が招集する。
 3. 総会の招集は少なくとも20日以内にその会議に付議すべき事項、日時及び場所を記載した書面をもって会員に通知する。

第 15 条 総会の議長は会長又は会長の指名者がこれに当たり、総会の議決は出席者の過半数をもって決定する。書面出席を含む可否同数の場合は議長がこれを裁決する。

(総会の議決事項)

第 16 条 総会は次の事項を審議する。

- (1) 役員の仕事に関する事項。
- (2) 事業計画と報告及び収支決算についての事項。
- (3) 会則の変更。
- (4) その他本会の業務に関する重要事項。

(資産の構成)

第 17 条 本会の資産は次のとおりとする。

- (1) 入会金及び会費。
- (2) 資産から生ずる収入。
- (3) 事業に伴う収入。
- (4) 寄付金品。
- (5) その他の収入。

(資産の管理)

第 18 条 本会の資産は会長又は会計が管理し、現金は常任幹事会の議決を経て定期貯金とする等、確実な方法により会長又は会計がこれを保管する。

第 19 条 本会の事業遂行に要する経費はこの資産を充当する。但し、常任幹事会の議決を経て必要を認められる場合は臨時徴集することができる。

(収支決算)

第 20 条 本会の収支決算は会長又は会計が作成し、監査の承認を経た後総会の承認を受けなければならない。

(会計年度)

第 21 条 本会の会計年度は 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(補則)

第 22 条 緊急事態等により総会開催が困難な場合、常任幹事会の決定をもって総会の決定にかえることができる。但し、書面にて会員全員に報告する義務を負う。

附則

本会則は、平成20年8月31日から施行する。

本会則は、平成30年9月8日から施行する。

本会則は、令和2年10月24日から施行する。

鶴声会からのお知らせ

鶴声会ホームページのご案内

平成30年9月に同窓会ホームページを開設しました。これまで発刊した同窓会会報誌、同窓会鶴声会の後援申請、卒業生の主催される演奏会、講演など順次ご案内させていただきます。

●ホームページアドレス

<http://sakuyokakuseikai.iinaa.net/>



●ホームページ掲載の情報提供は

〒710-0292 岡山県倉敷市玉島長尾3515

くらしき作陽大学 同窓会鶴声会

電話番号 086-523-0888(くらしき作陽大学代表電話番号)

E-Mail katayama@ksu.ac.jp までお願いいたします。



鶴声会后援名義使用申請について

●同窓会鶴声会后援申請の手順

イベント、演奏会、講演会などを開催する際、くらしき作陽大学同窓会鶴声会后援(名義使用)を希望される場合は、以下をご確認のうえ、お申し込みください。

1. **名義使用申請書**に必要事項を記入(押印)して、**84円切手を同封のうえ**(返信用封筒は必要ありません)、以下の郵送先まで送付してください。申請書は、鶴声会ホームページよりダウンロードし、印刷してお使いください。その際に、実施要項、企画書、趣意書、チラシなどより詳しい事業の内容がわかるものを、申請書と一緒に送付ください。



2. 申請内容をくらしき作陽大学同窓会事務局で審査いたします。受理しましたら2週間以内に**後援申請承諾書**ならびに**後援行事实施報告書**を送付いたします。



3. **後援行事实施報告書**につきましては催し物が終了後、その内容・結果についての報告書として再度ご提出ください。

●注意事項

1. 申請提出の期限は、開催日の1か月前までとさせていただきます。期限が迫っている申請はお断りする場合がございます。

2. 後援申請書発送後、また承諾書発行後に、申請内容に変更があった場合は、すみやかにお知らせください。変更の内容によっては後援承諾後でも後援を取り消す場合があります。

3. 準備、運営等でトラブルが発生し、その原因が主催者(申請者)側の落ち度と判断される場合は後援承諾後でも後援を取り消す場合があります。

4. 名義後援の範囲を逸脱すると判断される、くらしき作陽大学同窓会鶴声会名義の使用があった場合は、後援承諾後でも後援を取り消す場合があります。

5. 催し物が終了後、その内容・結果について報告書をご提出ください。